

お取引先の皆様へご協力をお願い

～お取引先の皆様との交際に関するガイドラインの制定について～

当社では、全ての役職員がお取引先の皆様と良好かつ適切な関係を築いていくうえで指針とすべきガイドラインを制定いたしました。(2026年4月1日から施行)

本ガイドラインは、お取引先の皆様との業務上必要な交際を妨げるものではなく、当社の役職員が、お取引先の皆様のご負担による接待や贈与等を受けることを禁止するものです。

お取引先の皆様におかれましても、本ガイドラインの趣旨をご理解のうえ、ご協力ください。



「お取引先」の定義

当社が、現在または将来、業務や資機材等を発注する或いは発注する可能性のある全てのお取引先(※1)を対象とさせていただきます。

但し、該当するお取引先及びその役職員の方との間での「私的な関係(※2)」に基づく交際については、会社の業務と関わりがないと認められる場合には、本ガイドラインの対象とはいたしません。

(※1) 協力的会社(一次協力的会社およびその後次の協力的会社ならびに協力的会社に製品を納入するメーカー等を含む)、業務委託先(測量、調査、設計、積算、模型作成、システム開発、システム運用、コンサルティング、広告代理店、販売会社など)、保険会社およびその他商品・サービスの提供等を当社が受けるお取引先をいい、業種や当社の発注内容を問いません。

(※2) 「私的な関係」とは、お取引先と当社役職員における各々の業務上の立場によらない関係のことであり、例えば親戚、幼なじみ、近所付き合い、同級生等としての私的な交友関係などがこれに該当します。

当社役職員の禁止される行為	禁止に該当しない行為
1 お取引先から飲食・ゴルフ・旅行等の接待を受けること	<ul style="list-style-type: none">・当社出席者の費用を出席人数に応じてお取引先と等分負担するなど、当社側の費用をお取引先に全くご負担いただかないこと・会議等で簡素な飲食物の提供を受けること・お取引先が主催する式典等における会食
2 お取引先から金銭(ビール券、商品券等の金券を含む)・物品・不動産等の贈与・貸付等を受けること	<ul style="list-style-type: none">・社名入りカレンダー・手帳・タオル等、社交儀礼の範囲内の記念品等を受けること・会社または部門宛の社交儀礼の範囲内の土産等(金券は除く)を受領すること・当社役職員個人の冠婚葬祭に対する社交儀礼の範囲内の香資・祝儀等を受けること
3 お取引先から無償または著しく低額な対価でサービス・役務の提供を受けること	—
4 自ら(会社・役職員個人)が負担すべき費用をお取引先につけ回しをすること	—

当社役職員の行為に関する相談・通報先

本ガイドラインにかかわる当社役職員の行為に関するご相談や通報につきましては、既設の相談・通報窓口である「大林グループ企業倫理相談・通報窓口」、または「当社 企業倫理相談・通報窓口」をご利用ください。

ご相談・通報等は当社企業倫理担当部門において適切に対応させていただき、秘密を厳守いたします。

また、ご相談・通報等を行ったことで、当社および大林グループとの取引において不利益を被ることはありません。

大林グループ企業倫理
相談・通報窓口

メール compliance_box@mb.obayashi.co.jp

電話 03-5769-2414 (受付時間:平日8:30~17:15)

当社 企業倫理
相談・通報窓口

メール compliance-box@ml.osre.co.jp

電話 03-6632-3707 (受付時間:平日9:00~17:45)



大林新星和不動産